

○国土交通省令第六十九号

建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の一部及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百五十五号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項第一号、第五十七条の二第一項、第五十七条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の五第六項、第八十六条の八第二項及び第九十三条の三並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十七条の五の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月十二日

国土交通大臣 石井 啓一

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 (略)

二 (略)

(五) 削除	(四) (一) (略)	(イ)	図書の種類	明示すべき事項
		(ロ)		

改正前

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 (略)

二 (略)

(五) 法第二十四条の各階平面図 耐力壁及び非耐力壁の位置	(四) (一) (略)	(イ)	図書の種類	明示すべき事項
		(ロ)		

		(七)	(六) 〽 (七)	(六)	
令第百 十二条	物 る建 用さ 定が適 用され る建 築物	法第三 十六條 の規定 が適用 される 建築物	(略)	法第二十四條の 規定が適用され る建築物	
各階平面図		令第百 九條の 二の二 ただし 書の規 定が適 用され る建 築物		配置図	
(略)		令第百九條の二の二ただし 書に規定する計算又は実験 による検証内容		法第二十二條第一項の規定 による区域の境界線	

		(七)	(六) 〽 (七)	(六)	
令第百 十二条	物 る建 用さ 定が適 用され る建 築物	法第三 十六條 の規定 が適用 される 建築物	(略)	法第二十四條の 二の規定が適用 される建築物	規定が適用され る建築物
各階平面図		令第百 九條の 二の二 ただし 書の規 定が適 用され る建 築物		配置図	二面以上の断 面図 耐火構造等の 構造詳細図
(略)		令第百九條の二の二ただし 書に規定する計算又は実験 による検証内容		法第二十二條第一項の規定 による区域の境界線	延焼のおそれのある部分 の延焼のおそれのある部分 の延焼のおそれのある部分の 外壁及び軒裏の断面の構造 、材料の種別及び寸法

第一項から第十二項までの規定が適用される建築物	令第百十二条第十三項第二号の規定が適用される建築物	(略)	(略)	二面以上の断面図	令第百十二条第十三項に規定する区画に用いる壁の構造
				(略)	令第百十二条第十三項に規定する区画に用いる床の構造

第一項から第十三項までの規定が適用される建築物	令第百十二条第十四項第二号の規定が適用される建築物	(略)	(略)	二面以上の断面図	令第百十二条第十四項及び第十三項に規定する区画に用いる壁の構造
				(略)	令第百十二条第十四項及び第十三項に規定する区画に用いる床の構造

令第百 十四条	各階平面図	(略)	二面以上の断面図	令第百 十二条 第十四 項及び 第十五 項の規 定が適 用され る建築 物				物
				(略)	各階平面図	(略)	令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別の種別	

令第百 十四条	各階平面図	(略)	二面以上の断面図	令第百 十二条 第十五 項及び 第十六 項の規 定が適 用され る建築 物				物
				(略)	各階平面図	(略)	令第百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別の種別	

(三)	(六)	(六)	(略)	の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	(略)	給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別									
								法第四十三條の規定が適用される建築物	(略)	二面以上の断面図	(略)	給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別				
													法第四十三條第十三條	法第四十三條第二項第一号	(略)	給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別
法第四十三條第一号	法第四十三條第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は用途に関する事項														

(三)	(六)	(六)	(略)	の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	(略)	給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別									
								法第四十三條の規定が適用される建築物	(略)	二面以上の断面図	(略)	給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別				
													法第四十三條第十三條	法第四十三條第一項ただし	(略)	給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別
法第四十三條第一項	法第四十三條第一項ただし書の内容に適合することの確認に必要な図書	給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は用途に関する事項														

(五)	(五) 〃 (五)	(三)	(三) 〃
法第八十五条の規定が適用される建築物	(略)	法第五十二条の規定が適用される建築物	(略)
法第八十五条第五項又は第六項の許可の内容に適合することの確認	(略)	(略)	(略)
仮設建築物の許可の内容に関する事項			
		各階平面図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の位置
		床面積求積図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

(五)	(五) 〃 (五)	(三)	(三) 〃
法第八十五条の規定が適用される建築物	(略)	法第五十二条の規定が適用される建築物	(略)
法第八十五条第五項の許可の内容に適合することの確認に必要な図	(略)	(略)	(略)
仮設建築物の許可の内容に関する事項			
		各階平面図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分の位置
		床面積求積図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

		(六)	(六) (七)	
<p>法第八十六条の七の規定が適用される建築物</p>		(略)	(略)	<p>に必要な図書</p>
<p>令第三百三十七条の規定が適用される建築物</p>		(略)	(略)	
<p>増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分</p> <p>増築又は改築後における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分</p>		(略)		

		(六)	(六) (七)	
<p>法第八十六条の七の規定が適用される建築物</p>		(略)	(略)	<p>書</p>
<p>令第三百三十七条の規定が適用される建築物</p>		(略)	(略)	
<p>増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分</p> <p>増築又は改築後における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分</p>		(略)		

(空) (平)	て読み替えて準用する令第百十二条第十五項の認定を受けたものとする建築物	において読み替えて準用する令第百十二条第十五項に係る認定書の写し
(略)		

五 (略)
2 5 6 (略)

7 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項又は第四項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

8 5 11 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 (略)

2 3 (略)

4 特定行政庁は、申請に係る建築設備が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項

(空) (平)	て読み替えて準用する令第百十二条第十六項の認定を受けたものとする建築物	において読み替えて準用する令第百十二条第十六項に係る認定書の写し
(略)		

五 (略)
2 5 6 (略)

7 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項又は第四項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

8 5 11 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 (略)

2 3 (略)

4 特定行政庁は、申請に係る建築設備が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項

の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

5・6 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～十一 (略)

十二 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

(略)	令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十五項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十五項の技術的基準に適合する防火設備	法第二条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備
		特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十五項の技術的基準に適合する防火設備又は法第二条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備	

の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

5・6 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～十一 (略)

十二 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

(略)	令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備	法第二条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備
		特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備又は法第二条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備	

<p>令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第一百十四条第五項において準用する令第一百十二条第十五項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備又は令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第一百十四条第五項において準用する令第一百十二条第十五項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備、令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備又は法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>(略)</p>

十三〇十六 (略)
二〇四 (略)

(道路の位置の指定の申請)

第九条 法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第一百十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

(表 略)

<p>令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第一百十四条第五項において準用する令第一百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備又は令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第一百十四条第五項において準用する令第一百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備、令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備又は法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>(略)</p>

十三〇十六 (略)
二〇四 (略)

(道路の位置の指定の申請)

第九条 法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

(表 略)

(敷地と道路との関係の特例の基準)

第十條の三 法第四十三條第二項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。

二 令第四百四十四條の四第一項各号に掲げる基準に適合する道であること。

2 令第四百四十四條の四第二項及び第三項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。

3 法第四十三條第二項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計)が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。

4 法第四十三條第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。

二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員四メートル以上のものに限る。)に二メートル以上接する建築物であること。

三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十條の四 法第四十三條第二項第二号、法第四十四條第一項第二号若しくは第四号、法第四十七條ただし書、法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは

(敷地と道路との関係の特例の基準)

(新設)

(新設)

(新設)

第十條の三 法第四十三條第一項ただし書の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。

二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員四メートル以上のものに限る。)に二メートル以上接すること。

三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接すること。

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十條の四 法第四十三條第一項ただし書、法第四十四條第一項第二号若しくは第四号、法第四十七條ただし書、法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは

は第十三項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第二項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第二項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（同条第三項、第五項又は第六項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

25 (略)

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二 法第四十三条第二項第一号、第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項又は令第三百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及

くは第十三項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第二項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第二項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

25 (略)

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二 法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項又は令第三百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定

び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2|| 法第四十三条第二項第一号の規定による認定の申請をしようとする場合（当該認定に係る道が第十条の三第一項第一号に掲げる基準に適合する場合を除く。）においては、前項に定めるもののほか、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を同条第一項第二号及び同条第二項において準用する令第四百四十四条の四第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を申請書に添えるものとする。

3|| 特定行政庁は、認定関係規定による認定をしたときは、別記第四十九号様式による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4|| (略)

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 (略)

2|| 4 (略)

5 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認められる場合においては、規則で、第一項又は第二項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

6|| 9 (略)

(手数料の額)

行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

(新設)

2|| 特定行政庁は、認定関係規定による認定をしたときは、別記第四十九号様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3|| (略)

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 (略)

2|| 4 (略)

5 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認められる場合においては、規則で、第一項又は第二項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

6|| 9 (略)

(手数料の額)

第十一条の二三 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜四 (略)

五 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、扉、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合 次のイからへまでに掲げる場合の手数料は、それぞれ当該イからへまでに定める額イ〜へ (略)

(一)	(略)
(二)	法第二十一条から法第二十三条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び扉に係る部分、法第六十六条並びに法第六十七条の二を除く。）及び法第六十七条の三第一項（門及び扉に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定
(三)	(略)

六〜八 (略)

3・4 (略)

5 第三項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 機関省令第六十三号第五号の規定による審査に基づく性能評価を

第十一条の二三 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜四 (略)

五 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、扉、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合 次のイからへまでに掲げる場合の手数料は、それぞれ当該イからへまでに定める額イ〜へ (略)

(一)	(略)
(二)	法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び扉に係る部分、法第六十六条並びに法第六十七条の二を除く。）及び法第六十七条の三第一項（門及び扉に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定
(三)	(略)

六〜八 (略)

3・4 (略)

5 第三項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 機関省令第六十三号第五号の規定による審査に基づく性能評価を

受ける場合 申請一件につき、別表第二の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額に、第二項第一号に規定する国土交通大臣が定める額を加算した額

二 既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合 申請一件につき、次のイからハまでに掲げる性能評価の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

- イ 第二項第二号イに掲げる認定に係る性能評価 二十六万円
- ロ 第二項第二号ロに掲げる認定に係る性能評価 七十万円
- ハ 第二項第二号ハに掲げる認定に係る性能評価 三十五万円

三 (略)
6・7 (略)

(磁気ディスク等による手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ロ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(略)	(イ)	別記第四十三号様式の第一面(「申請者の申請書(法第八十五条第三項、第五項又は第六項の規定に係るものを除く。)
	(ロ)	

受ける場合 申請一件につき、別表第二の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額に、第二項第一号に規定する国土交通大臣が定める額を加算した額

二 既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合 申請一件につき、次のイからハまでに掲げる性能評価の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

- イ 第二項第一号イに掲げる認定に係る性能評価 二十六万円
- ロ 第二項第一号ロに掲げる認定に係る性能評価 七十万円
- ハ 第二項第一号ハに掲げる認定に係る性能評価 三十五万円

三 (略)
6・7 (略)

(磁気ディスク等による手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ロ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(略)	(イ)	別記第四十三号様式の第一面(「申請者の申請書(法第八十五条第三項又は第五項の規定に係るものを除く。)
	(ロ)	

<p>第十条の四第一項の申請書のうち法第八十五条第三項、第五項又は第六項の規定に係るもの</p>	<p>別記第四十四号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類</p>
--	---

2/6 (略)

(権限の委任)

- 第十二条 法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
- 一 (略)
 - 二 法第十二条の二第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第十二条の三第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による交付をすること。
 - 三 法第十二条の二第一項第二号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第十二条の三第三項第二号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定をすること。
 - 四 法第十二条の二第三項（法第十二条の三第四項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十八条第一項にお

<p>第十条の四第一項の申請書のうち法第八十五条第三項又は第五項の規定に係るもの</p>	<p>別記第四十四号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類</p>
--	---

2/6 (略)

(権限の委任)

- 第十二条 法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
- 一 (略)
 - 二 法第十二条の二第一項及び法第十二条の三第三項の規定による交付をすること。
 - 三 法第十二条の二第一項第二号及び法第十二条の三第三項第二号の規定による認定をすること。
 - 四 法第十二条の二第三項（法第十二条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により返納を命ずること。

いて準用する場合を含む。)の規定により返納を命ずること。
五く十二 (略)

十三 令第四百四十四条の四第三項(第十条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認をすること。
十四・十五 (略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

(い)	(き)
(略)	
令第一百十二条第十三項第一号の認定に係る評価	四十万円
令第一百十二条第十三項第二号の認定に係る評価	四十万円
令第一百十二条第十五項の認定に係る評価	四十万円
(略)	

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)

【11. 延べ面積】 (略)

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 (略)

五く十二 (略)

十三 令第四百四十四条の四第三項の規定による承認をすること。
十四・十五 (略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

(い)	(き)
(略)	
令第一百十二条第十四項第一号の認定に係る評価	四十万円
令第一百十二条第十四項第二号の認定に係る評価	四十万円
令第一百十二条第十六項の認定に係る評価	四十万円
(略)	

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)

【11. 延べ面積】 (略)

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類する

<p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (略)</p> <p>【ニ. <u>共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分</u>] (略)</p> <p>【ホ. <u>自動車車庫等の部分</u>] ～【リ. <u>貯水槽の設置部分</u>] (略)</p> <p>【ヌ. <u>宅配ボックスの設置部分</u>] () ()</p> <p>【ヒ. <u>住宅の部分</u>] (略)</p> <p>【ヅ. <u>老人ホーム等の部分</u>] (略)</p> <p>【ヅ. <u>延べ面積</u>] ・ 【ユ. <u>容積率</u>] (略)</p> <p>【12. 建築物の数】 ～ 【19. 備考】 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づき条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、<u>福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下又は階段の用に供する部分</u>、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物</p>	<p><u>もの部分</u>] (略)</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (略)</p> <p>【ニ. <u>共同住宅の共用の廊下等の部分</u>] (略)</p> <p>【ホ. <u>自動車車庫等の部分</u>] ～【リ. <u>貯水槽の設置部分</u>] (略)(新設)</p> <p>【ヌ. <u>住宅の部分</u>] (略)</p> <p>【ヅ. <u>老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分</u>] (略)</p> <p>【ヅ. <u>延べ面積</u>] ・ 【ユ. <u>容積率</u>] (略)</p> <p>【12. 建築物の数】 ～ 【19. 備考】 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づき条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するも</p>
---	--

品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「Ⅾ」に住宅の用途に供する部分、「ⅹ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、Ⅺ欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ Ⅺ欄の「ⅳ」の延べ面積及び「ⅴ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの）の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの）の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を乗じて得た面積）を除いた面積）を適用する場合があります。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合は、7欄「ⅴ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄

の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、Ⅺ欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ Ⅺ欄の「ⅳ」の延べ面積及び「ⅴ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ⅳ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積）を適用する場合があります。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合は、7欄「ホ」(2)によることとします。

<p>「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>6</u> 宅配ボックスの設置部分 100分の1</p> <p><u>17</u>～<u>22</u> (略)</p> <p><u>23</u> 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。</p> <p><u>24</u>～<u>26</u> (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第三号様式(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の四関係)(A4)</p> <p style="text-align: center;">建築計画概要書(第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>17</u>～<u>22</u> (略)</p> <p><u>23</u> 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。</p> <p><u>24</u>～<u>26</u> (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第三号様式(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の四関係)(A4)</p> <p style="text-align: center;">建築計画概要書(第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p>
<p>【11. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】 (略)</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 (略)</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (略)</p> <p>【ニ. <u>共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分</u>] (略)</p> <p>【ホ. <u>自動車車庫等の部分</u>]～【リ. <u>貯水槽の設置部分</u>] (略)</p> <p>【ヌ. <u>宅配ボックスの設置部分</u>] () ()</p> <p>【ヒ. <u>住宅の部分</u>] (略)</p> <p>【ヅ. <u>老人ホーム等の部分</u>] (略)</p> <p>【ヅ. <u>延べ面積</u>]・【カ. <u>容積率</u>] (略)</p>	<p>【11. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】 (略)</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】 (略)</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (略)</p> <p>【ニ. <u>共同住宅の共用の廊下等の部分</u>] (略)</p> <p>【ホ. <u>自動車車庫等の部分</u>]～【リ. <u>貯水槽の設置部分</u>] (新設)</p> <p>【ヌ. <u>住宅の部分</u>] (略)</p> <p>【ヒ. <u>老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分</u>] (略)</p> <p>【ヅ. <u>延べ面積</u>]・【カ. <u>容積率</u>] (略)</p>

<p>【12. 建築物の数】～【18. その他必要な事項】 (略)</p>	<p>【12. 建築物の数】～【18. その他必要な事項】 (略)</p>
<p>第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】 (略)</p>
<p>【10. 延べ面積】 (略) 【イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 (略) 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (略) 【ニ. <u>共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分</u>] (略) 【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略) 【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 () () 【ル. <u>住宅の部分</u>] (略) 【エ. <u>老人ホーム等の部分</u>] (略) 【ワ. 延べ面積】・【ユ. 容積率】 (略)</p>	<p>【10. 延べ面積】 (略) 【イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】 (略) 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (略) 【ニ. <u>共同住宅の共用の廊下等の部分</u>] (略) 【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略) (新設) 【ヌ. <u>住宅の部分</u>] (略) 【ル. <u>老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分</u>] (略) 【ワ. 延べ面積】・【ユ. 容積率】 (略)</p>
<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】 (略)</p>	<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】 (略)</p>
<p>(注意) 1・2 (略) 3. 第二面関係 ①～⑫ (略) ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メ</p>	<p>(注意) 1・2 (略) 3. 第二面関係 ①～⑫ (略) ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メ</p>

ートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヅ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれ床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 10欄の「ウ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの）の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの）の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）

ートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 10欄の「ウ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの）の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの）の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並

下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

(6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

(16) 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

(17) (略)

4 (略)

第四十四号様式 (第十条の四関係) (A4)

(注意)

1・2 (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 建築基準法第85条第5項又は第6項の申請を行う場合においては、6欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥・⑦ (略)

第四十五号様式 (第十条の四関係) (A4)

記

びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「リ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

(新設)

(16) 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「リ」は、百分率を用いてください。

(17) (略)

4 (略)

第四十四号様式 (第十条の四関係) (A4)

(注意)

1・2 (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 建築基準法第85条第5項の申請を行う場合においては、6欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥・⑦ (略)

第四十五号様式 (第十条の四関係) (A4)

記

<p>(建築基準法第85条第3項、第5項若しくは第6項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の2の規定により許可に付す条件又は建築基準法施行令第130条の2の3第2項の規定により特定行政庁が定める規模)</p> <p>第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A4) (第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>(建築基準法第85条第3項若しくは第5項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の2の規定により許可に付す条件又は建築基準法施行令第130条の2の3第2項の規定により特定行政庁が定める規模)</p> <p>第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A4) (第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】 (略)</p>
<p>【10. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】 (略)</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 (略)</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (略)</p> <p>【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 自動車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略)</p> <p>【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 () () ()</p> <p>【ヒ. 住宅の部分】 (略)</p> <p>【フ. 老人ホーム等の部分】 (略)</p> <p>【ワ. 延べ面積】・【ユ. 容積率】 (略)</p>	<p>【10. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】 (略)</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】 (略)</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (略)</p> <p>【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 自動車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (新設)</p> <p>【ヌ. 住宅の部分】 (略)</p> <p>【フ. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】 (略)</p> <p>【ワ. 延べ面積】・【ユ. 容積率】 (略)</p>
<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】 (略)</p>	<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 第二面関係</p>	<p>(注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 第二面関係</p>

①～⑫ (略)

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヅ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれ~~の~~床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 10欄の「ロ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの)の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

①～⑫ (略)

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 10欄の「ロ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの)の用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅

<p>用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は<u>共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。</u>）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1</p> <p>(6) 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。</p> <p>(7) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第四十九号の三様式（第十条の四の四関係）（A4） （第三面）</p> <p>敷地別概要</p> <p>【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)</p> <p>【7. 現に存する建築物の容積率】</p> <p>【イ. 建築物全体】</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】</p>	<p>室の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ユ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ユ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(5) (略) （新設）</p> <p>(6) 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「ウ」は、百分率を用いてください。</p> <p>(7) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第四十九号の三様式（第十条の四の四関係）（A4） （第三面）</p> <p>敷地別概要</p> <p>【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)</p> <p>【7. 現に存する建築物の容積率】</p> <p>【イ. 建築物全体】</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】</p>
--	---

- 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
- 【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略)
- 【シ. 宅配ボックスの設置部分】
- 【ソ. 住宅の部分】
- 【ツ. 老人ホーム等の部分】
- 【フ. 延べ面積】・【セ. 容積率】 (略)

【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】～【10. 備考】 (略)

(注意)

1～3 (略)

4. 第三面関係

①～⑫ (略)

⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」は蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」は自家発電設備を設ける部分、「リ」は貯水槽を設ける部分、「ヌ」は宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」は住宅の用途に供する部分、「ヲ」は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれ~~の~~床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、7欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム

- 【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】
- 【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略)(新設)
- 【ソ. 住宅の部分】
- 【シ. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
- 【ツ. 延べ面積】・【セ. 容積率】 (略)

【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】～【10. 備考】 (略)

(注意)

1～3 (略)

4. 第三面関係

①～⑫ (略)

⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」は蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」は自家発電設備を設ける部分、「リ」は貯水槽を設ける部分、「ヌ」は住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、7欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム

、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 7 欄の「ユ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの）の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの）の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ス」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積とします。

(1)～(5) (略)

⑯ 宅配ボックスの設置部分 100分の1

(略)

⑰ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「カ」は、百分率を用いてください。

第四十九号の七様式（第十条の四の七関係）（A4）

（第二面）

、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 7 欄の「ユ」の延べ面積及び「ユ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ユ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

(1)～(5) (略)

(新設)

(略)

⑰ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「ユ」は、百分率を用いてください。

第四十九号の七様式（第十条の四の七関係）（A4）

（第二面）

敷地に関する事項	敷地に関する事項
<p>【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)</p> <p>【7. 現に存する建築物の容積率】</p> <p>【イ. 建築物全体】</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】</p> <p>【ニ. <u>共同住宅</u>又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略)</p> <p>【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】</p> <p>【ヒ. 住宅の部分】</p> <p>【ヅ. <u>老人ホーム</u>等の部分】</p> <p>【ヅ. <u>延べ面積</u>]・【<u>五</u>. 容積率】 (略)</p> <p>【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は<u>共同住宅</u>又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する</p>	<p>【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)</p> <p>【7. 現に存する建築物の容積率】</p> <p>【イ. 建築物全体】</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】</p> <p>【ニ. <u>共同住宅</u>の共用の廊下等の部分】</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ヌ. 住宅の部分】</p> <p>【ヒ. <u>老人ホーム</u>、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</p> <p>【ヅ. <u>延べ面積</u>]・【<u>五</u>. 容積率】 (略)</p> <p>【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は<u>共同住宅</u>の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」は蓄電池(床に据え付けるもの)に限る。)の</p>

部分、「ト」は蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」は自家発電設備を設ける部分、「リ」は貯水槽を設ける部分、「ヌ」は宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」は住宅の用途に供する部分、「ウ」は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分のそれぞれを記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、7欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 7欄の「ウ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除

を設ける部分、「チ」は自家発電設備を設ける部分、「リ」は貯水槽を設ける部分、「ヌ」は住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、7欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 7欄の「ウ」の延べ面積及び「ウ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ウ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

(注意)

1・2 (略)

3. 第二面関係

①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ヅ」及び「カ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面

(注意)

1・2 (略)

3. 第二面関係

①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ヅ」及び「ヅ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面

積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「カ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

(6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

(17)～(19) (略)

(20) 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。

4 (略)

第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）

（第二面）

申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)

積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「ユ」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ユ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

(新設)

(17)～(19) (略)

(20) 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ウ」は、百分率を用いてください。

4 (略)

第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）

（第二面）

申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)

車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヱ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ヱ」及び「ユ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区

ひ乗降場を含む。）の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ヱ」及び「ユ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「ユ」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申

<p>域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4 (略)</p> <p>第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「エ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(5) (略) (新設)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「エ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4 (略)</p> <p>第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)</p> <p>【11. 延べ面積】</p> <p>【イ. 建築物全体】</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】</p> <p>【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略)</p> <p>【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】</p> <p>【ヒ. 住宅の部分】</p> <p>【フ. 老人ホーム等の部分】</p> <p>【ク. 延べ面積】・【カ. 容積率】 (略)</p>	<p>【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)</p> <p>【11. 延べ面積】</p> <p>【イ. 建築物全体】</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】</p> <p>【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略) (新設)</p> <p>【フ. 住宅の部分】</p> <p>【ヒ. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</p> <p>【ク. 延べ面積】・【カ. 容積率】 (略)</p>

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(注意)

1・2 (略)

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヨ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

- ⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(注意)

1・2 (略)

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

- ⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とし

下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ロ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合は、「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑱ 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑳ 8欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。

4 (略)

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（A4）
（第二面）
建築物及びその敷地に関する事項

ます。

⑰ 11欄の「ロ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積並びに「ホ」から「ユ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合は、「ロ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

(新設)

⑱ 8欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。

4 (略)

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（A4）
（第二面）
建築物及びその敷地に関する事項

<p>【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)</p>	<p>【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)</p>
<p>【11. 延べ面積】</p> <p>【イ. 建築物全体】</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】</p> <p>【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略)</p> <p>【ス. 宅配ボックスの設置部分】</p> <p>【セ. 住宅の部分】</p> <p>【シ. 老人ホーム等の部分】</p> <p>【ソ. 延べ面積】・【タ. 容積率】 (略)</p> <p>【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)</p>	<p>【11. 延べ面積】</p> <p>【イ. 建築物全体】</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】</p> <p>【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ス. 住宅の部分】</p> <p>【セ. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】</p> <p>【ソ. 延べ面積】・【タ. 容積率】 (略)</p> <p>【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、操車場所及び乗降場を</p>	<p>(注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分、「ハ」に専ら防災のため</p>

含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヅ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ウ」の延べ面積及び「エ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の①から⑥までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ①から⑥までに定める割合を乗じて得た面積

に設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ウ」の延べ面積及び「エ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ユ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の①から⑤までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ①から⑤までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ①から⑤までに定める割合を乗じて得た面積

【6. 建築物の数】～【10. 備考】 (略)

(注意)

1～4 (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

- ⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、5欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヨ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

- ⑥ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、5欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊

【6. 建築物の数】～【10. 備考】 (略)

(注意)

1～4 (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

- ⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、5欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

- ⑥ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて、5欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とし

<p>下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。</p> <p>⑦ 5欄の「ウ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は<u>共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。</u>）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は<u>共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。</u>）の床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。</p> <p>また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、第二面7欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 4欄の「ロ」及び5欄の「カ」は、百分率を用いてください。</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>ます。</p> <p>⑦ 5欄の「ウ」の延べ面積及び「ウ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は<u>共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。</u>）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は<u>共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。</u>）の床面積並びに「ホ」から「ウ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。</p> <p>また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ウ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、第二面7欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 4欄の「ロ」及び5欄の「ウ」は、百分率を用いてください。</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>
--	---

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(指定性能評価機関に係る指定の区分)</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十三 (略)</p> <p>十四 令第一百十二条第十三項各号及び第十五項、令第二百二十六条の第二項、令第二百二十九条の十三の二三号、令第三百三十六条の第二号、令第三百三十七条の十四第三号ロ並びに令第四百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>十五〜二十四 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(指定性能評価機関に係る指定の区分)</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十三 (略)</p> <p>十四 令第一百十二条第十四項各号及び第十六項、令第二百二十六条の第二項、令第二百二十九条の十三の二三号、令第三百三十六条の第二号、令第三百三十七条の十四第三号ロ並びに令第四百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>十五〜二十四 (略)</p>

附 則

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。